

第三号第四様式（第二十七条第四項関係）

## 法人事業拠点区分貸借対照表

令和 2年 3月31日現在

(単位：円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流动資産	179,116,395	135,472,085	43,644,310	流动負債	79,002,357	27,317,993	51,684,364
現金預金	155,961,357	116,488,499	39,472,858	事業未払金	51,409,836	12,863,209	38,546,627
事業未収金	23,105,038	18,933,586	4,171,452	1年内返済予定リース債務	0	920,418	△920,418
前払金	50,000	50,000	0	未返還金	15,371,484	11,676,572	3,694,912
固定資産	480,401,374	485,134,559	△4,733,185	預り金	179,373	143,889	35,484
基本財産	127,793,989	92,518,220	35,275,769	職員預り金	1,470,044	1,713,905	△243,861
建物	81,010,912	85,518,220	△4,507,308	賞与引当金	10,571,620	0	10,571,620
建物付属設備	39,783,077	0	39,783,077	固定負債	130,753,800	125,130,672	5,623,128
定期預金	7,000,000	7,000,000	0	リース債務	0	1,587,516	△1,587,516
その他の固定資産	352,607,385	392,616,339	△40,008,954	退職給付引当金	130,753,800	123,543,156	7,210,644
構築物	688,567	704,972	△16,405	負債の部合計	209,756,157	152,448,665	57,307,492
車輛運搬具	2,677,115	5,870,062	△3,192,947	純資産の部			
器具及び備品	3,413,815	4,619,423	△1,205,608	基金	255,248,708	295,124,628	△39,875,920
有形リース資産	0	2,507,934	△2,507,934	地域福祉振興基金	255,248,708	295,124,628	△39,875,920
権利	802,984	802,984	0	国庫補助金等特別積立金	29,734,155	32,737,605	△3,003,450
投資有価証券	0	10,000	△10,000	国庫補助金等特別積立金	29,734,155	32,737,605	△3,003,450
貸付事業等貸付金	820,000	834,000	△14,000	次期繰越活動増減差額	164,778,749	140,295,746	24,483,003
退職手当積立基金預け金	34,346,880	32,676,720	1,670,160	次期繰越活動増減差額	164,778,749	140,295,746	24,483,003
退職給付引当資産	54,243,536	49,099,836	5,143,700	(うち当期活動増減差額)	△16,392,917	△1,557,913	△14,835,004
地域福祉振興基金積立資産	255,248,708	295,124,628	△39,875,920	純資産の部合計	449,761,612	468,157,979	△18,396,367
長期前払費用	365,780	365,780	0	負債及び純資産の部合計	659,517,769	620,606,644	38,911,125
資産の部合計	659,517,769	620,606,644	38,911,125				

# 財務諸表に対する注記

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。

### (3) 引当金の計上基準

#### ・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

#### ・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

#### ・徴収不能引当金

金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

### (4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う。

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人運営拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

(4) 法人事業拠点区分におけるサービス区分の内容

法人運営事業

総合福祉センター運営事業

要介護認定調査事業

総合福祉会館運営事業

三潴総合福祉センター運営事業

田主丸老人福祉センター運営事業

福祉バス運行事業

地域福祉振興基金

## 退職手当積立基金

### 貸付事業

#### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	85,518,220	0	4,507,308	81,010,912
建物付属設備	0	40,040,000	256,923	39,783,077
定期預金	7,000,000	0	0	7,000,000
合 計	92,518,220	40,040,000	4,764,231	127,793,989

#### 6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

#### 7. 担保に供している資産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。

該当なし

- ・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

該当なし

#### 8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	245,388,400	164,377,488	81,010,912
建物付属設備	40,040,000	256,923	39,783,077
構築物	3,911,400	3,222,833	688,567
車両運搬具	78,693,098	76,015,983	2,677,115
器具備品	16,311,502	12,897,687	3,413,815
無形固定資産	5,764,500	5,764,500	0
合 計	390,108,900	262,535,414	127,573,486

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

第三号第四様式（第二十七条第四項関係）

## 地域福祉事業拠点区分貸借対照表

令和 2年 3月31日現在

(単位：円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流动資産	25,077,602	19,211,667	5,865,935	流动負債	21,533,554	14,811,152	6,722,402
現金預金	△304,656	10,015,089	△10,319,745	事業未払金	6,967,182	4,534,682	2,432,500
事業未収金	25,382,258	9,196,578	16,185,680	未返還金	9,997,538	9,564,660	432,878
固定資産	819,241	1,427,339	△608,098	預り金	694,600	711,810	△17,210
その他の固定資産	819,241	1,427,339	△608,098	賞与引当金	3,874,234	0	3,874,234
器具及び備品	819,241	1,427,339	△608,098	負債の部合計	21,533,554	14,811,152	6,722,402
				純資産の部			
				次期繰越活動増減差額	4,363,289	5,827,854	△1,464,565
				次期繰越活動増減差額	4,363,289	5,827,854	△1,464,565
				(うち当期活動増減差額)	△1,464,565	2,166,462	△3,631,027
				純資産の部合計	4,363,289	5,827,854	△1,464,565
資産の部合計	25,896,843	20,639,006	5,257,837	負債及び純資産の部合計	25,896,843	20,639,006	5,257,837

# 財務諸表に対する注記

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。

### (3) 引当金の計上基準

#### ・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

#### ・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

#### ・徴収不能引当金

金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

### (4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 地域福祉事業拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）

(4) 地域福祉事業拠点区分におけるサービス区分の内容

地域福祉活動推進事業

法人後見事業

共同募金配分金事業

ふれあいのまちづくり事業

生活支援体制整備事業

ふれあい福祉相談所事業

ボランティアセンター運営事業

障害者社会参加促進事業

成年後見センター運営事業  
福祉人材バンク運営事業  
生活福祉資金貸付事業  
福祉サービス利用援助事業  
生計困難者に対する相談支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。  
該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。  
該当なし
- ・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。  
該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
器具備品	4,465,416	3,646,175	819,241
合 計	4,465,416	3,646,175	819,241

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益は以下のとおりである。  
該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

1.1. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

第三号第四様式（第二十七条第四項関係）

## 介護保険事業拠点区分貸借対照表

令和 2年 3月31日現在

(単位：円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流动資産	68,361,710	72,906,179	△4,544,469	流动負債	6,153,615	7,322,788	△1,169,173
現金預金	52,255,120	56,021,578	△3,766,458	事業未払金	4,067,272	7,322,788	△3,255,516
事業未収金	16,106,590	16,884,601	△778,011	賞与引当金	2,086,343	0	2,086,343
固定資産	307,224,128	315,467,063	△8,242,935	負債の部合計	6,153,615	7,322,788	△1,169,173
基本財産	96,500,381	96,569,287	△68,906	純資産の部			
建物	87,970,102	91,389,637	△3,419,535	国庫補助金等特別積立金	48,027,253	50,512,826	△2,485,573
建物付属設備	8,530,279	5,179,650	3,350,629	国庫補助金等特別積立金	48,027,253	50,512,826	△2,485,573
その他の固定資産	210,723,747	218,897,776	△8,174,029	その他の積立金	198,655,566	205,585,990	△6,930,424
車両運搬具	1,374,884	2,543,729	△1,168,845	人件費積立金	11,789,738	11,789,738	0
器具及び備品	2,442,417	3,769,977	△1,327,560	修繕積立金	2,348,600	2,734,160	△385,560
権利	229,320	229,320	0	備品等購入積立金	30,438,058	36,982,922	△6,544,864
ソフトウェア	1,252,800	0	1,252,800	施設・設備整備積立金	89,319,000	89,319,000	0
退職給付引当資産	6,638,490	6,638,490	0	介護保険事業積立金	64,760,170	64,760,170	0
人件費積立資産	11,789,738	11,789,738	0	次期繰越活動増減差額	122,749,404	124,951,638	△2,202,234
修繕積立資産	2,348,600	2,734,160	△385,560	次期繰越活動増減差額	122,749,404	124,951,638	△2,202,234
備品等購入積立資産	30,438,058	36,982,922	△6,544,864	(うち当期活動増減差額)	△9,132,658	△9,588,200	455,542
施設・設備整備積立資産	89,319,000	89,319,000	0				
介護保険事業積立資産	64,760,170	64,760,170	0				
長期前払費用	130,270	130,270	0	純資産の部合計	369,432,223	381,050,454	△11,618,231
資産の部合計	375,585,838	388,373,242	△12,787,404	負債及び純資産の部合計	375,585,838	388,373,242	△12,787,404

# 財務諸表に対する注記

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。

### (3) 引当金の計上基準

#### ・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

#### ・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

#### ・徴収不能引当金

金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

### (4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 介護保険事業拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

(4) 介護保険事業拠点区分におけるサービス区分の内容

　　居宅介護支援事業

　　訪問介護事業

　　通所介護事業

　　介護予防・日常生活支援総合事業

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	91,389,637	0	3,419,535	87,970,102
建物付属設備	5,179,650	4,860,000	1,509,371	8,530,279
合 計	96,569,287	4,860,000	4,928,906	96,500,381

## 6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。

該当なし

- ・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

該当なし

## 8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	146,134,000	58,163,898	87,970,102
建物付属設備（基本財産）	56,656,500	48,126,221	8,530,279
車両運搬具	20,276,190	18,901,306	1,374,884
器具備品	13,203,874	10,761,457	2,442,417
無形固定資産	5,438,400	4,185,600	1,252,800
合 計	241,708,964	140,138,482	101,570,482

## 9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

## 10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

第三号第四様式（第二十七条第四項関係）

## 障害福祉サービス事業拠点区分貸借対照表

令和 2年 3月31日現在

(単位：円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流动資産	9,671,492	10,658,642	△987,150	流动負債	169,024	170,441	△1,417
現金預金	8,909,442	9,971,012	△1,061,570	事業未払金	169,024	170,441	△1,417
事業未収金	762,050	687,630	74,420	負債の部合計	169,024	170,441	△1,417
				純資産の部			
				次期繰越活動増減差額	9,502,468	10,488,201	△985,733
				次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)	9,502,468	10,488,201	△985,733
				純資産の部合計	△985,733	△142,221	△843,512
資産の部合計	9,671,492	10,658,642	△987,150	負債及び純資産の部合計	9,502,468	10,488,201	△985,733
					9,671,492	10,658,642	△987,150

# 財務諸表に対する注記

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。

### (3) 引当金の計上基準

#### ・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

#### ・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

#### ・徴収不能引当金

金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

### (4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う。

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 障害者福祉サービス事業拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

(4) 障害者福祉サービス事業拠点区分におけるサービス区分の内容

　　居宅介護事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

7. 担保に供している資産  
・担保に供している資産は以下のとおりである。  
該当なし  
・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。  
該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高  
・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。  
該当なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益  
・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益は以下のとおりである。  
該当なし

10. 重要な後発事象  
該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項  
該当なし